

《生徒心得》

1 登校・下校

- (1) 登下校の際は、指示された通用門を通り、自ら交通道德の高揚に努めること。
- (2) 始業時間及び下校時間を厳守すること。
- (3) 登下校時に自転車、自動車、自動二輪車・原動機付自転車を利用する者及び自動車送迎で通学する者は、必要な手続きを行うこと。

2 授業

- (1) 授業は厳粛に受けること。私語・立ち歩き・妨害は禁止行為である。
- (2) 教員が遅いときは職員室に行き、指示を受けること。
- (3) 授業中はスマートフォン・携帯電話等の電源を切りカバンの中に入れること。
- (4) 授業中は飲食物を机上に置かないこと。

3 礼儀・行動

- (1) 行動にはよく注意して八中央高生としての品位を保ち、野卑粗暴な言動を厳に慎むこと。
- (2) 来客に対しては、会釈を忘れないようにすること。
- (3) 生徒相互間にあっては、敬愛と礼を忘れないこと。
- (4) 伝達・放送は静粛に聞き、諸掲示物の確認に努めること。
- (5) 自己の所持品を紛失したとき、あるいは、他人の物品を拾得したときは、生徒指導部に届け出ること。
- (6) 貴重品の取り扱いを厳重にするとともに、みだりに金銭や物品の貸借及び売買をしないこと。また、不必要な金銭を持参しないこと。
- (7) 校舎の内外を問わず、美化に努めること。

4 交友

- (1) 年齢の上下を問わず、お互いの人格を尊重すること。
- (2) 相手の意見や考えを尊重すること。理由のいかんを問わず、相手に暴力を振るうことは許されない。
- (3) 男女間の交際はエチケットを重んじ、公正明朗な態度であること。

5 服装・容儀

- (1) 生徒らしい品位を保ち、質素・清潔であること。
- (2) 次に定める規程を遵守すること。指導に従わない場合、特別指導の対象になることもある。
 - 1 式典等にふさわしい服装・頭髪・髪色を心掛けること。
 - 2 他校の制服やジャージを着用しない。
 - 3 肌の露出が多い服装はしない。
 - 4 ピアス、ネックレス、ネイル、香水はつけない。
 - 5 化粧は他者に不快感を与えないものにする。
 - 6 外履き・内履きの区別をする。
 - 7 診断書が発行され、日常生活に必要な場合以外のサングラスの着用は認めない。

6 校舎・公共物

- (1) 公共物を大切にす。破損した場合、直ちにHR担任に申し出ること。
- (2) 運動具や備品を使用する際は、教科担任またはHR担任に申し出ること。
- (3) 火気については特に注意を払い、ストーブ使用の際は、更に慎重にすること。

7 衛生

- (1) 各自、健康の増進に努めること。
- (2) 学校で行う健康診断は、必ず受けること。

8 集会・その他の活動

- (1) 学校で定めたホームルーム・生徒総会・その他の集会及び活動の際は、機敏に所定の場所に集合すること。特別な事情で出席できない者は、HR担任の許可を得ること。
- (2) 校内で印刷物を発行する場合や校内に掲示物を掲示する場合、生徒指導部主任の許可を得ること。

9 校外一般

- (1) 本校生徒としての誇りと自覚を持って行動すること。
- (2) 外泊する場合、必ず保護者等の承認を得ること。特に、登山・キャンプの場合、事前に校長の許可を得ること。
- (3) メールやインターネット上で、相手を不快にさせる内容や悪口・誹謗中傷などの書き込みを絶対にしないこと。また、個人情報漏洩や出会い系サイトの利用・自撮り画像の掲載等、犯罪行為や情報モラルに反する行為を絶対にしないこと。
- (4) アルバイトは22時までに終えて、23時までには帰宅すること。また、18歳未満が出入りしてはならないパチンコ店・パチスロ店・スナック等でのアルバイトは禁止する。違反した者は、懲戒処分の対象とする。

※18歳以上の成人であっても、高校生であれば21時以降補導の対象となる。※

10 災害発生時の注意

授業時間中に災害が発生した場合、教職員の指示に従うこと。

11 諸願届 . . . すべて校長宛とする。提出時は、次表の関係教員を経由すること。

願届	種類	様式	願届出経路	摘要
願	退学	文書	HR 担任を経て教務部	
願	休学・転学	文書	HR 担任を経て教務部	病気による場合は 医師の診断書提出
願	年次異動	文書	HR 担任を経て教務部	
願	転部	文書	HR 担任を経て教務部	
願	学割証	文書	HR 担任・教頭を経て事務室	3 日前程度に提出
願	通学証明書	文書	事務室	3 日前程度に提出
願	在学証明書	文書	HR 担任を経て事務室	3 日前程度に提出
届	遅刻・早退・保健室 利用・学習センター 利用	カード	担当教員を経てHR 担任	カードに記入の上 で必ず検印をもら う
届	紛失物・拾得物	口頭	HR 担任を経て生徒指導部	
届	生徒に起きた事故	口頭	HR 担任を経て生徒指導部	
願	校外行事参加	文書	HR 担任を経て生徒指導部	
届	通学	文書	HR 担任を経て生徒指導部	自転車、自動車、 自動二輪車、原動 機付自転車、自動 車送迎通学
届	入部・入会・退部・ 退会	文書	HR 担任・顧問	
願	運転免許証取得	文書	HR 担任を経て生徒指導部	自動車、自動二輪 車、原動機付自転 車運転免許証取得
願	県内遠征	文書	顧問を経て生徒指導部	事前に保護者承諾 書を顧問へ提出
願	県外遠征	文書	顧問を経て生徒指導部	事前に保護者承諾 書を顧問へ提出
届	校舎・校具破損	口頭	HR 担任または係教職員	弁償してもらう場 合がある

《生徒の服装について》

1 通学時の服装について

本校では、通学時の服装について詳しく定めていません。高校生としてふさわしい服装を心掛けてください。

ただし、肌を露出するような服装や極端に派手な服装、本人と判別できないような派手な化粧は、学校生活には必要ありませんので控えてください。

2 式典時の服装

さまざまな式典の際は、式の場にふさわしい服装を心掛けるように指導していますので、以下の「ふさわしい服装のイメージ」と「ふさわしくない服装・容儀のイメージ」を参考にしてください。

ふさわしい服装のイメージ

[上] ワイシャツ・ブラウス・ポロシャツ・ベスト・ジャケットなど

[下] スラックス・ジーンズ（穴が開いていないもの）・スカート（丈が極端に短くないもの）など

色は、落ち着いたもの（黒・紺・茶・グレー系）が望ましい。

《男子》



《女子》



入学生・卒業生は、入学式・卒業式にふさわしい服装（スーツまたはスーツに準ずる）と頭髪で列席すること。ジーンズ等の服装は認めません。

ふさわしくない服装・容儀のイメージ

ア. ジャージ・スウェット・パーカーなど

イ. 丈が極端に短いスカート・ショートパンツ、穴開きジーンズなど

ウ. 派手な色（蛍光色など）の服

エ. 装飾品（ピアス・イヤリングなど）

オ. 式典等に見合わない極端な染髪や奇抜な髪型

カ. 他者に不快感を与える化粧（特にアイメイク）や香水など

キ. エクステ・カラーコンタクトなど



《校内におけるスマートフォン・携帯電話等使用規程》

校内におけるスマートフォン・携帯電話等の通信機器使用については、日常の学校生活に支障をきたさないよう、また、周囲に迷惑を掛けないよう、次の事項を遵守しなければならない。

1 要件について

校内では、サイレントモードにするか、電源を切ること。

2 時間について

(1) 使用できる時間帯は、始業前・休み時間・放課後とする。

(2) 授業及び特別活動（ホームルーム・清掃・各種行事など）の時間帯は、使用を禁止する。

3 場所について

廊下・階段などいわゆる「歩きスマホ」を禁止する。また、使用時は周囲に迷惑をかけたか、不快な思いをさせないように配慮する。

4 その他

本規程に違反した場合や指導に従わない場合、懲戒処分の対象とする。

《自転車、自動車、自動二輪車・原動機付自転車通学規程》

- 1 自転車、自動車（送迎を含む）、自動二輪車・原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という）を使用して通学する生徒は、許可願を提出して校長の許可を得なければならない。

- 2 自転車、自動車、自動二輪車等を使用して通学する生徒は、交通法規を遵守して事故防止に万全を期すとともに、次のことを守らなければならない。
 - (1) 自転車
 - ① 必ず防犯登録をするとともに、整備・点検をする。
 - ② 交通法規を遵守する。特に、二人乗りは厳禁とする。
 - ③ 定められた場所に駐輪して、確実に施錠する。
 - ④ 本校所定の通学許可ステッカーを貼り付ける。
 - (2) 自動車、自動二輪車等
 - ① 通学を許可する条件は、次のとおりである。
 - ア 自宅からの通学距離が、3km以上ある場合。
 - イ やむを得ない事情（仕事・アルバイト等）がある場合。
 - ② 必ず任意保険に加入するとともに、車両整備を完全にしなければならない。
 - ③ 許可願とともに、運転免許証と任意保険証書のコピーを生徒指導部に提出しなければならない。
 - ④ 定められた場所に駐車・駐輪しなければならない。
 - ⑤ 運転する際は、通学時に限らず、友人等を同乗させてはならない。
 - ⑥ 自動二輪車等で通学する生徒は、自動二輪車講習会が行われた際に必ず参加して、指導を受けなければならない。

- 3 交通違反及び交通事故を起こした場合、HR担任を経て生徒指導部に申し出なければならない。

※自転車乗車時のヘルメット着用については、法令に従って行うことになります。※

1 基本方針

本校では、生徒のみなさんが充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止に努め、さらに未然防止にも力を注いでいます。もし、いじめが発覚した場合は、適切かつ速やかに、本校の「学校いじめ防止基本方針」に合わせて対応していきます。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（＝インターネットを通じて行われるものも含まれます。）のことで、いじめ行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。 【⇒いじめ防止対策推進法 第2条1項 参照】

① 「いじめ」の判断は、法律に従って、いじめを受けた生徒の立場に立って行います。

② 具体的ないじめの内容には、次のようなものがあります。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団で無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ・上記の内容等の影響で、不登校あるいは不登校傾向になっている など

考えてみよう！

自分がされてイヤなことは、相手もされたらイヤなことなのです。

③ これらの「いじめ」の内容によっては、刑法に触れてしまうものもあるため、状況確認後に教育的な配慮や、いじめを受けた生徒の意向を配慮した上で、警察に相談して対応することもあります。

3 いじめへの対応

「いじめは、どの生徒、どの学校においても起こり得る」との認識の下に、いじめの未然防止は学校側の責務と心得て、「いじめはダメ」「いじめは絶対に許されない」との認識に立って厳しく指導していきます。

4 早期発見・早期対応のために

生徒のみなさんが、いじめを感じたり、いじめを見たり、苦痛を感じたら、保護者や教員へ相談してほしいと思います。本校では年間3回「いじめ問題発見アンケート」を実施していますし、チューターの先生との個人面談を実施しています。

どんな小さなことでも構いません!! 生徒みなさんの協力が必要です。なんでも早く相談して対策が取れるよう、つなげていきましょう。